

令和2年第9回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和2年9月30日(水) 13時47分			
出席委員 (19名)	1番 今吉 耕己	2番 今川 芳信	3番 二月田 努	4番 間世田 恵
	5番 西代 秀子	6番 岡村 勝敏	7番 中村 優志	8番 松下 さえ子
	9番 山之内 悟	10番 中園 真一	11番 長崎 恵里子	12番 田代 一友
	13番 今吉 藤雄	14番 笹峯 久雄	15番 大山 茂美	16番 今村 浩一
	17番 東鶴 昭雄	18番 常盤 信一	19番 梶島 睦夫	
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作	グループ長 富久 亮二	サブリーダー 中村 真貴子	
	主 査 有村 真一	主 査 剥岩 泰三	主 査 山下 良太	
	主任主事 水迫 時巳	主 事 鶴瀬 祐樹		
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農地利用変更届」について</p> <p>2 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)(案)の意見決定」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について</p> <p>5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>7 「強制競売の買受適格証明願(耕作目的)」について</p>			

開会 13時47分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それではさっそく第9回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	ご異議なしの声がございましたので、本日の議事録署名委員は、5番委員と6番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長が出席した会議等について報告]
議長(会長)	それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長(会長)	議案第1号「農地利用変更届」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が3件提出されましたので審議を求めます。なお、国分の2は議事参与の制限に当たりますので別途審議いたします。それでは調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1を9番委員。
9番委員	1番を報告いたします。届出地は野口公民館西集会所の南西に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を15cmするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当な

	ものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、霧島の3を12番委員。
12番委員	3番を報告します。届出地は田口地域公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は県道改良工事に伴い、県道と同じ高さにして土地の利用効率を図るものである。工事内容は盛土を10mし、道路と同じ高さの平地にして畑として利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上、報告します。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、国分の2を除き受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は国分の2を除き受理することに決定いたしました。次に国分の2を審議いたしますので、18番委員は退席をお願いいたします。
	〔「18番委員」退席〕
議長（会長）	それでは国分の2について調査委員の意見報告を求めます。国分の2を9番委員。
9番委員	2番を報告いたします。届出地は国分南中学校の南西に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を60cmするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」についての国分の2は、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	なしという声がありましたので、本案件は受理することに決定いたしました。ここで、18番委員の退席を解きます。18番委員は着席をお願いいたします。
	〔「18番委員」着席〕
議長（会長）	18番委員に申し上げます。国分の2は受理することに決定いたします。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転4件、利用権設定32件、中間管理権設定28件の合計64件について市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が15件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転4件、筆数4筆、面積5,585㎡、利用権設定32件、筆数70筆、面積97,355㎡、中間管理権設

	定28件、筆数61筆、面積47,168㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ございませんので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請8件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、福山の8は9月29日付けで取下げ願いが提出されましたので合計は7件となります。また、国分の2は、議事参与の制限に当たりますので別途審議いたします。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1を9番委員。
9番委員	1番を報告いたします。申請地は霧島市水道部跡地の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,292㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、国分の3を18番委員。
18番委員	3番を報告いたします。申請地は上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場の西側に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は64,554㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川の4を6番委員。
6番委員	4番を報告いたします。申請地は上植村公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,537㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の5を11番委員。
11番委員	5番を報告いたします。申請地は川床公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の

	事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,259㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島の6を10番委員。
10番委員	6番。申請地は狭名田自治公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は14,483㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人の7を5番委員。
5番委員	7番を報告します。申請地は隼人塚団地公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,030㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、国分の2を除き許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は国分の2を除き許可することに決定いたしました。次に国分の2を審議いたしますので9番委員は退席をお願いいたします。
	〔9番委員退席〕
議長（会長）	それでは調査委員の報告を求めます。国分の2を18番委員。
18番委員	2番を報いたします。申請地は国分湊多目的集会施設の西側に位置し、現況は田である。申請地には東さんが令和5年6月までの使用収益権を設定していますが、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は17,234㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
12番委員	はい、暫時休憩をお願いします。
議長（会長）	ここで、暫時休憩といたします。
	〔暫時休憩〕
議長（会長）	休憩前に引き続き会を再開いたします。他に皆さんからご意見・ご質疑等ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての国分の2は、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。ここで、9番委員の退席を解きます。着席をお願いします。
	〔9番委員着席〕
議長（会長）	9番委員に報告いたします。国分の2は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更2件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1を18番委員。
18番委員	1番を報告いたします。申出地は、上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場の東側に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は、農業用施設として牛舎、堆肥置場、運動場等にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の2を1番委員。
1番委員	2番を報告いたします。申出地は、水尻公民館の南東に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は、牛舎、堆肥置場、運動場、ロール置場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途区分変更2件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。隼人の1を5番委員。
5番委員	1番を報告します。申請地は野久美田公民館の南西に位置し、現況は農業用倉庫等である。なお、年月日不詳で先代が農業用倉庫等を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は農業用倉庫、通路、作業場を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。
議長（会長）	意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	はい、ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、10月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が20件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の2につきましては、議事参与の制限に当たりますので別途審議いたします。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1と隼人の3を8番委員。
8番委員	1番について報告いたします。申請地は湊地区自治公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅6棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして3番を報告いたします。申請地は県営隼人団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の4と福山の5を10番委員。
10番委員	はい、4番。申請地は立岩公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は仮設道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和2年11月7日から令和3年4月6日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。 次に5番。申請地は福地地区コミュニティセンターの北東に位置し、現況は畜舎等である。なお、年月日不詳で畜舎等を建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎1棟、堆肥置場、運動場、ロール置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地534.5㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は4,152.5㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に国分の6と7を16番委員。
16番委員	はい、まず6番です。申請地は玄亀庵の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、

	<p>計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接する宅地378.38㎡を一体利用するもので、全体計画面積は576.38㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして7番です。申請地は新町生活改善センターの南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅2棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の8から11までを9番委員。
9番委員	<p>8番から11番まで続けて報告いたします。まず8番です。申請地は野口公民館西集会所の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続いて9番です。申請地は国分自衛隊の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして10番を報告いたします。申請地は国分西小学校の西に位置し、現況は造成地である。なお、年月日不詳で造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして11番を報告いたします。申請地は広瀬墓地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の12を18番委員。
18番委員	12番を報告します。申請地は塚脇小学校の東側に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の13と14を11番委員。
11番委員	13番と14番を報告いたします。申請地は三体小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に

	<p>記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に14番を報告いたします。申請地は三体小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の15から17までを5番委員。
5番委員	<p>15番を報告します。申請地は隼人西インターチェンジの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は現場事務所、駐車場、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は令和2年9月25日から令和5年9月24日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>16番。申請地は隼人塚団地公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>17番。申請地は霧島市南部し尿処理場の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画にするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人の18と19を7番委員。
7番委員	<p>18番です。申請地は野口公民館西集会所の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸家2棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして19番を報告いたします。申請地は中姫城公園の南に位置し、現況は通路である。なお、昭和54年頃、通路にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は通路を建設するものであり、すでに通路として利用している。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に福山の20を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	20番を代読いたします。申請地は福山総合支所の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満



	たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員からの意見報告が終わりました。只今の意見報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、国分の2を除き許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は国分の2を除き許可することに決定いたしました。つきましては、10月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。次に国分の2を審議いたしますので、18番委員は退席をお願いします。
	〔18番委員退席〕
議長（会長）	それでは調査委員の報告を求めます。国分の2を8番委員。
8番委員	2番を報告いたします。申請地は国分南中学校の南に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての国分の2は、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、国分の2は許可することに決定いたしました。18番委員の退席を解きます。着席をお願いします。
	〔18番委員着席〕
議長（会長）	18番委員に申し上げますが、国分の2は許可することに決定いたしました。

△ 議案第7号 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について

議長（会長）	次に議案第7号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」についてを議題といたします。当委員会に対し、公売に参加する者より、買受適格証明願（耕作目的）が2件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、落札後、農地法第3条の許可申請があった場合の取り扱いについても、同時に審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。牧園の1と隼人の2を7番委員。
7番委員	1番を報告いたします。申請地は牧園総合支所の北西に位置し、現況は田である。受人の※※さんは、規模拡大という申請理由であり耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われる。 次に2番を報告いたします。申請地は野久美田公民館の南東に位置し、現況は田である。受人の

	<p>※※さんは、規模拡大という申請理由であり耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>はい、それでは質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」については、買受適格者であるとの意見ですが、これについて賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員賛成〕</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成であります。よって、本案件は買受適格者として承認することに決定いたしました。次に、落札した買受適格者より、農地法第3条の許可申請があった場合の取り扱いについて審議いたしますが、先ほどの審議において、2件とも買受適格者として承認されておりますので、農地法第3条の申請があった場合、審査を省略し会長の判断で処理することもできますが、いかが取り扱いますでしょうか。</p>
	<p>〔会長に一任〕と呼ぶ者あり</p>
議長（会長）	<p>会長に一任という意見がございましたので、ここでお諮りいたします。落札した買受適格者より、農地法第3条の申請があった場合、会長の判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員賛成〕</p>
議長（会長）	<p>全員賛成であります。よって、落札した買受適格者より、農地法第3条の申請があった場合、会長の判断で処理することに決定いたしました。それでは以上で、令和2年第9回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>はい、それではないようですので、以上で令和2年第9回霧島市農業委員会定例総会は終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。一同、礼。</p>

閉会 14時45分

5番

6番

19番